

J-PARC/MLF利用者懇談会

第10回(平成26年度第2回)総会

日時: 2014年7月15日(火)
12:15~14:00

場所: つくば国際会議場エポカル
中ホール300

次 第

1. 会長挨拶
2. 平成26年度上期活動報告
3. 平成25年度決算報告
4. 平成26年度予算
5. 会則・細則の変更
6. 会員制度に関する意見交換
7. その他

1. 会長挨拶

(鳥養映子 山梨大学教授)

2. 平成26年度上期活動報告

(平成26年4月1日～平成26年7月15日)

① 総括

- 幹事会, ならびに, 9分科会を組織して, J-PARC/MLFの中性子とミュオンを利用して研究を推進する研究者, 技術者が研究を促進するための活動を行っている.
- 分科会活動: 中性子産業利用推進協議会の研究会やMLF・CROSS等と連携して, 研究会を開催している.
- 会員への情報提供サービス: J-PARC/MLFの運転状況に関する各種情報, 課題募集, 中性子ならびにミュオンによる研究成果, 各種会合・行事など現在まで23件の情報提供を行った.
- 会員交流サイト: ユーザー広場立上げ, アンケート活用
<http://mlfusersoc.org/top/>
- 会員増強: 第4期で会員 1名 退会者数 3名
現在会員数277名 協賛企業13社

② MLF利用者懇談会総会の開催

平成25年度第1回総会

日時：平成26年3月19日

③ MLF利用者懇談会幹事会の開催

平成26年度幹事会

3月19日, 4月21日, 5月21日, 6月13日, 7月10日

⑤ 要望活動

- (1) KEK機構長選考における意見書について
平成26年7月9日 KEK機構長選考会議議長宛

⑥ 会員へ情報配信サービス

J-PARC関係施設の建設状況やMLFの運転状況、ニュースやトピックスならびに課題募集、あるいは、各種会合などの開催案内など、中性子ならびにミュオンの利用に係る各種情報をメールサービスとして提供している。平成26年度は現在まで23件配信している。

メールサービスの例

No.	年月日	タイトル
1	4月9日	【お知らせ】平成26年度上期(2014A)茨城県材料構造解析装置(iMATERIA)随時課題公募を開始しました
2	4月9日	【お知らせ】J-PARC News 第107号発行のお知らせ
3	4月22日	【お知らせ】第2回国際シンポジウム: Science at J-PARC開催のお知らせ
4	4月30日	【お知らせ】J-PARC News 第108号発行のお知らせ
5	4月30日	【お知らせ】茨城県中性子ビームライン(2014B期)課題公募予定について
6	4月30日	【お知らせ】第2回物構研特別シンポジウム開催案内
7	4月30日	【お知らせ】2014B期 J-PARC物質・生命科学実験施設(MLF)実験課題公募のお知らせ
8	5月1日	【お知らせ】Open-It先端エレクトロニクスDAQセミナー / 総研大講義「計測と制御」 開催案内
18	6月2日	【お知らせ】【リマインド】平成26年度下期(2014B期)茨城県ビームライン産業利用課題の公募を開始しました
19	6月20日	MLF利用者懇談会総会開催のご案内 及び、出欠、委任状等ご提出のお願い
20	6月27日	【お知らせ】CROSS職員公募情報
21	6月27日	【リマインダー】MLF利用者懇談会総会開催のご案内 及び、出欠、委任状等ご提出のお願い
22	7月4日	【要ご回答】MLF利用者懇談会総会開催のご案内 及び、出欠、委任状等ご提出のお願い
23	7月8日	【お知らせ】第6回iBIX研究会の開催について(7/29(火)15:00~17:00)

⑦ 行事の共催・協賛・後援

共催：**J-PARCシンポジウム**

平成26年7月13-15日@つくば国際会議場エポカル

⑧ 会員の入退会状況について

区分	2012年 総会時	2013年度 総会時	入会数	退会数	2014年 現在
会員	265名	279	1名	3名	277名
協賛会員	12社	13社	0社	0社	13社

3. 平成25年度決算

科目	収入額	支出額	備考
収入			
H24年度繰越	732,198		
会費	292,000		延べ人数146名（今年度分）105名×2000円 （過年度分:5名、次年度以降分:36人）41名×2,000円
協賛会費	80,000		8社×10,000円
雑収入	116		受取利息:116
収入合計	1,104,314		
支出			
1. 事業費			
(1)総会		78,000	
(2)幹事会		156,380	幹事会旅費(森井,杉山正,杉山純、佐藤、)
(3)分科会		293,997	研究会開催日(7/31, 10/9, 11/11, 12/10,12/20,1/17) 分科会開催日(3/17)
(4)講習会/研修		0	
2. 管理費			
(1)通信費		5,000	レンタルサーバー代:5000
(2)振込手数料		1,995	幹事会旅費振込6件:1680, レンタルサーバー代振込:315
(3)事務用品費		210	封筒代
3. 予備費		0	
支出合計		535,582	
次期繰越額		568,732	

4. 平成26年度予算

科目	収入予定額	支出予定額	備考
収入			
会費	560,000		280名 × 2,000円
協賛会費	130,000		13社 × 10,000円
雑収入	0		
収入小計	690,000		
前期繰越額	568,732		
収入合計	1,258,732		
支出			
1. 事業費			
(1)総会		100,000	旅費100,000円
(2)分科会		620,000	100,000円 × 5分科会、30,000円 × 4分科会
(3)その他		100,000	若手奨励賞費用
2. 管理費		20,000	サーバー代、切手代
3. 予備費		418,732	
支出合計		1,258,732	
次期繰越額		0	

5. 会則・細則の変更

会則 第35条

会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席正会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、総会は、第27条の規定に拘わらず、委任状によって意志を表示した正会員を含む 1/2の出席正会員により成立する。

参考：第27条

総会は、正会員の1/10の出席を以って成立する。ただし、委任状によって意志を表示した正会員は、出席正会員とみなす。総会の議事の可否は、出席正会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第一号議案 会則 第2条 表現の変更

会則 第2条

本会の目的は、MLFにおけるユーザーが相互の交流をはかるとともに、各々の関心の分野の相違を超えて総意を形成することにより、より良い利用を推進し、その成果の発信をもって啓蒙活動を行うことである。

変更案

啓蒙 → 啓発

第二号議案

会則 第22条、選挙細則 第5条および第9条 幹事選挙における改選方法の変更

第4章 会長、副会長、幹事

第15条 正会員の選挙により選ばれた幹事5名により、幹事会を構成する。

第16条 幹事5名は、互選により会長、副会長を選出する。

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、幹事会、および総会を招集する。

第18条 会長は、地域・分野のバランスや役割を考慮し、最大3名まで新たに幹事を加えることができる。

第19条 副会長は、会長を補佐する。

第20条 幹事は、本会の庶務、会計、行事、その他の業務を掌る。

第21条 幹事は互選により、事務局担当者を選出する。

第22条 会長、副会長を含む幹事の任期は2年とし、1回までの重任、ならびに、1期以上を空けての再任を妨げない。ただし、幹事は1年毎に2名または3名改選とする。

第23条 幹事の選出方法は選挙細則に従うものとする。

毎年、幹事選挙を行う必要がある

⇔実施年：H19.11, H22.2, H23.1, H26.1

-> 会員数及び予算規模に照らして毎年の選挙は負担が大きい。
実態に合った会則の改定を提案

改訂方針：現実に見合ったマイナーな変更にとどめる。

現会則

選挙で選ばれる幹事5名の内、1年毎に2名または3名を改選する。

改訂案

2年毎に選挙で選ばれる幹事5名全員を改選する。

会則 第22条

会長、副会長を含む幹事の任期は2年とし、1回までの重任、
ならびに、1期以上を空けての再任を妨げない。ただし、幹事
は1年毎に2名または3名改選とする。

変更案

会長、副会長を含む幹事の任期は2年とし、1回までの重任、
ならびに、1期以上を空けての再任を妨げない。ただし、幹事
は2年毎に改選とする。

選挙細則 第5条(投票)

投票に際しては、選挙管理委員会からのメールにより添付された投票様式を用いることとし、投票様式に記載された候補者リストの中から選挙管理委員会が指定する改選数(2名あるいは3名)までを選択して投票するものとする。指定された改選数を選択していない投票も有効とする。

変更案

投票に際しては、選挙管理委員会からのメールにより添付された投票様式を用いることとし、投票様式に記載された候補者リストの中から選挙管理委員会が指定する改選数(5名)までを選択して投票するものとする。指定された改選数を選択していない投票も有効とする。

選挙細則 第9条(当選者の認定)

選挙管理委員会は、開票の結果得票数の上位から2名あるいは3名を当選者と認定する。獲得投票数が同数の場合には同数のものをすべて同位とする。仮に、当選者数が2名あるいは3名を超えた場合には会長により当選者を認定し、投票数が同数で認定から洩れた者を次点者とする。選挙管理委員会は、認定した当選者を懇談会会員に告知する。

変更案

選挙管理委員会は、開票の結果得票数の上位から5名を当選者と認定する。獲得投票数が同数の場合には同数のものをすべて同位とする。仮に、当選者数が5名を超えた場合には会長により当選者を認定し、投票数が同数で認定から洩れた者を次点者とする。選挙管理委員会は、認定した当選者を懇談会会員に告知する。

第三号議案 選挙細則 第4条 幹事選挙における幹事候補者の選出に必要な推薦者数の変更

選挙細則 第4条(推薦)

幹事候補者は、**5名以上**の正会員から推薦された者と、幹事会が推薦する者とする。選挙管理委員会は、メールにより正会員に期日を設けて幹事候補者の推薦を依頼し、**5名以上**の正会員から推薦があった者を会員推薦幹事候補者とする。

変更案

幹事選挙者の選出に必要な推薦者数を**5名-> 3名**に改める

。

理由

現在の会員の規模では、会員推薦により十分な数の候補者が選出されにくいいため。

選挙細則 第4条(推薦)

幹事候補者は、**5名以上**の正会員から推薦された者と、幹事会が推薦する者とする。選挙管理委員会は、メールにより正会員に期日を設けて幹事候補者の推薦を依頼し、**5名以上**の正会員から推薦があった者を会員推薦幹事候補者とする。

変更案

幹事候補者は、**3名以上**の正会員から推薦された者と、幹事会が推薦する者とする。選挙管理委員会は、メールにより正会員に期日を設けて幹事候補者の推薦を依頼し、**3名以上**の正会員から推薦があった者を会員推薦幹事候補者とする。

第四号議案 会則 第35条 会則・細則の変更のただし書きの削除

第8章 会則の変更、解散

会則 第35条

会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席正会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、総会は、第27条の規定に拘わらず、委任状によって意志を表示した正会員 を含む1/2の出席正会員により成立する。

変更案

ただし書きを削除する。

現在、会員数は286名（内正会員273名、学生会員4名、協賛会員13社）で、H25年度あるいは当該年度の会費支払者は正会員123名、協賛会員8社である。幹事会としては、メールや対面での会費徴収に最大限の努力をし、退職者や卒業後他分野に進んだ学生会員の追跡調査もした結果であり、会員数と会費支払者数の大きなギャップをこれ以上埋めることは困難と考える。

会則により、会則改定に必要な総会参加数は、正会員の半数である137名（委任状含む）だが、これは会費支払者数（123名）や前回の幹事選挙の投票数（48名）と比べても実現が困難な人数である。

このままでは、現在の会則に縛られて、適正な会則変更も困難である。施設の建設段階を経て大きく成長しつつあるMLFのユーザーコミュニティの現状に合わせたフレキシブルな対応ができるよう、会則変更に関わるただし書きを削除する必要があると考える。

第四号議案 会則 第35条 会則・細則の変更のただし書きの削除

第8章 会則の変更、解散

会則 第35条

会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席正会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、総会は、第27条の規定に拘わらず、委任状によって意志を表示した正会員 を含む1/2の出席正会員により成立する。

変更案

会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席正会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(ただし書きの削除により、会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会(正会員の1/10を以って成立する)の過半数の承認によって成立する。)

6. 会員制度に関する意見交換

7. その他